

請願第 19 号「小平市内の社会福祉法人が運営する通所介護事業所による介護報酬の不適切な受給及び賃金未払いに係る市委託事業者の運営実態の是正を求めることについて」について生活者ネットワークとして反対の立場で討論いたします。

まず、請願者の勇気ある公益通報により、市が事態を重く受け止め、2026 年(令和 8 年)5 月 8 日に東京都と合同で現地指導検査に赴くなど、迅速に実態把握と不正の調査をし、改善へと進んだことについて、評価しています。

生活者ネットワークとしても、公金を財源とする介護報酬の不適切な受給や、労働者の権利を守るためにも労働基準法に反する賃金未払いといった法令違反行為は、許されずあってはならないと考えています。しかしながら、本請願が求める事項の内容については、賛同しかねる点があり、委員会審査の中で修正を求めていましたが、一致できずやむなくの判断であり残念です。

以下、反対する具体的な理由について申し述べます。

請願事項 1 について、当該法人が運営する通所介護事業所が処分に至った場合に、市が当該法人名の公表をすることを求めています。審査の中でも確認された通り、通所介護事業所の勧告や命令、指定の取り消しそれに伴う公表の法的権限は、東京都にあります。市が独自で公表することの権限はないとのことですが、請願者は、公表することで、利用者に事実を知らせ、利用するか否かの選択の余地を与える他、法人への牽制効果があると述べています。一方市は、法令では東京都が公示しなければならないとされているものをさらに市が公表することは、当該事業所への不利益処分に該当するので、果たしてそれが妥当であるか検討、精査が必要と述べており、会派としても慎重に行うべきと考えます。

請願事項 3 の市内の社会福祉法人が運営する通所介護事業所をはじめとする全事業所の法令違反が確認された場合、市が是正を図ることについては、審査の中でも確認しましたが、市内の社会福祉法人が運営する事業所であっても、その指定権者が東京都である場合、介護保険法等の規定により、市が直接、改善されない場合に勧告等を行う直接の監督権限はありません。市が指定権者である地域密着型サービス等事業所については可能であり、市は、実施要綱に基づき適切な対応を行っていくとのこと。請願で求める内容では、介護福祉法や社会福祉法が定める行政の管轄と相違しており、実務上の執行は困難であるため、この事項については賛成できるものではありません。

最後に、法人や事業者が職員や利用者の声を聞きながら、その評価を受け止め自浄努力を行うことを市としても推奨し、そのうえで、市は、しっかりと市内で介護事業を行う法人や事業所に対して、違反を行うことなく事業を運営することができるよう支援及び指導を行い、市内における福祉インフラの安定を保障していくことを要望して、請願第 19 号「小平市内の社会福祉法人が運営する通所介護事業所による介護報酬の不適切な受給及び賃金未払いに係る市委託事業者の運営実態の是正を求めることについて」について、生活者ネットワークの反対の討論といたします。